

〔新しく農業を始めたい人への手引書〕 2025年度版

田原で 農業を はじめてみませんか



田原市

◇はじめに

田原市では、温暖な気候を利用して、毎年、多くの新規就農者が誕生しています
この手引書では、「農業に関心がある」、「農業をはじめたいが何から取り組めば良いか分からない」といった方を対象として、新規就農に繋がる様々な情報を掲載しています

ご自身の状況や将来のイメージから活用できそうな支援制度を探して、各担当窓口にご相談ください

新規就農者になるためには

農業を新しく始めることを「新規就農」といいます

農業の始め方

例えば以下のケースがあります。自分あったスタイルで新規就農を考えてみましょう

【独立・自営就農】

- 1 農家で研修を受けて、自ら起業して農業をはじめると **【新規参入】**
 - ・まずは技術を身に付けて、農業経営を目指します
 - ・技術の習得、農地や設備の確保などの初期投資が必要です
- 2 実家等の農業を継ぐ **【親元就農】**
 - ・親等のサポートを受けて、ノウハウを学べます
 - ・農地や施設、設備を譲り受けることで初期投資を抑えられます
 - ・新部門を立ち上げて、経営を発展することもできます

【雇用就農】

- 3 農業法人に就職する **【雇用就農】**
 - ・サラリーマンのような雇用形態です
 - ・働きながらスキルを身に付けて、将来的に独立する人もいます

— 目 次 —

I 農業経営の開始にあたり	P 1 ~ P 2
II 研修制度について	P 3 ~ P 9
III 農地の取得手続きについて	P 10
IV 認定新規就農者制度について	P 11
V 補助金・制度資金について	P 12 ~ P 24
VI 新規就農に関する相談先について	P 25

I 農業経営の開始にあたり

～経験ゼロから就農を目指す流れ～

1 就農の動機を明確にして目標を立てる

…… P2を参照

- ・ どのような目的で何をやりたいか明確にし、いつまでに何をするかを考えておく



2 情報収集、相談

…………… P12～21、P25を参照

- ・ 補助金、制度資金等の情報を収集する
 - ・ 分からないことがあれば就農相談窓口にご相談する
- 【相談窓口】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）



3 技術や経営を身に付ける

…………… P3～P9を参照

- ・ 研修やインターン等に参加し、栽培技術、農業機械の操作、経営管理などのノウハウを身に付ける



4 農地を取得する

…………… P10を参照

- ・ 農業委員会へ農地法第3条許可申請する
- ・ 農地中間管理事業を活用する



5 計画を具体化する

…………… P11、P22～P24を参照

- ・ 認定新規就農者制度の申請（P11参照）、資金計画を立てる
- ・ 補助金、制度資金等を利用する
- ・ 就農に必要な農業用機械・施設等を取得する



農業経営の開始

就農準備チェックシート

このチェックシートを参考にして、農業をはじめの前に必要なことを確認しましょう
これから情報収集や就農相談、研修等を行い、あてはまる項目を増やしましょう

①適正について

- ☐ 健康で体力には自信がある
- ☐ 物事にこつこつと取り組むことができる
- ☐ 自然が好きで、農畜産物への関心が高い

②意欲、動機、知識について

- ☐ これまで行った体験や研修で農作業の厳しさを理解している
- ☐ 新規参入した農家に会ったり、体験談を聞いたことがある
- ☐ 気象による災害等で無収入となる場合があることを理解している
- ☐ 新規参入は人脈や生産基盤がなく厳しい状況であることを理解している
- ☐ 農業で生計を立てることを目指している

③事前準備について

- ☐ 情報収集に力を入れている（相談窓口訪問、相談会参加、インターネット、情報誌等）
- ☐ 家族が就農に同意している
- ☐ どんな作物を作るのか決まっている
- ☐ 就農地が決まっている
- ☐ 農家の知り合いを増やしている
- ☐ 就農初期はまとまった収入がないことを理解し、当面の生活資金を用意している

④具体的な準備状況について

- ☐ これまで1年以上、農家や農業法人で研修を受けたことがあり、技術と知識を身に付けている
- ☐ 必要な農地を取得できる
- ☐ 主要な機械・施設を就農者本人が所有又は借りることができる
- ☐ 必要な資金を算出し、準備できている
- ☐ 就農にあたり親身になって面倒をみってくれる人がいる
- ☐ 経営についての一定の知識（簿記等）はある
- ☐ 販売ルートが確保できる

上記以外にも「農業をはじめ.jp」では新規就農にあたり、インターネット上で適正診断の結果や必要事項を確認できますので、活用してみましょう

農業をはじめ.jp 就農適正診断

QRコード：



Ⅱ 研修制度について

農業経営に必要な知識や技術を習得するための研修制度の一覧です

ページ	名称 (実施主体)	概要	対象者	問合せ先
P 4	1 ニューファーマーズ研修 (愛知県立農業大学校) ※ ★★★	自己ほ場又は先進農家での実習900時間、農業大学校での講義約180時間4コース (花き、野菜、果樹、作物) から選択	新規就農希望者 (愛知県内で農業経営を目指す方で、18歳以上概ね55歳以下の方)	・愛知県立農業大学校 企画研修部 (☎0564-51-1034)
P 5	2 農業者育成支援研修 (愛知県立農業大学校) ★★★	農業大学校での実習約100日、講義約15回 (週に3～4日)	新規就農希望者	・愛知県立農業大学校 企画研修部 (☎0564-51-1034)
P 6	3 農家受入技術研修 (田原農業支援センター) ★★★	受入農家先での実習栽培作目毎、技術習得に必要な期間	新規就農希望者	・田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 7	4 生き活き農業セミナー (田原市) ★	指定農場での実習露地野菜 全18回	市内に在住・在勤の方	・田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 8	5 ニューファーマーセミナー (田原市ニューファーマー育成会議) ★★	実習・講義全6回 (土壌・肥料、経営、病虫害防除、農業機械、視察等)	市内の新規就農者 (就農して1年～3年程度の経験の浅い方)	・東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ (☎22-0381)
P 9	6 農業研修システム (公益財団法人 功農支援会) ★★★	基礎研修 (栽培知識、栽培技術の習得) 4～6か月間 本研修 (模擬経営、経営管理、就農準備) 1～1.5年間	新規就農希望者	・公益財団法人 功農支援会 (☎0532-75-0671)

※は、「新規就農者育成総合対策 (就農準備資金)」の受給対象研修です

★の数は、研修の難易度を示しています

1 ニューファーマーズ研修（愛知県立農業大学校）

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の受給対象研修

（１）目 的

Ｕターン就農希望者（農家出身）や新規参入希望者（非農家出身）等を対象に、農業経営に必要な基礎的知識・技術などを効率的に習得するための研修です

（２）募集期間

2月頃から3月頃

（３）研修期間

10か月間

（４）研修内容

講義・演習等（計180時間）、実習（計900時間）

講義については、愛知県立農業大学校で、植物生理や各種栽培論などの技術的内容から、農業簿記の基礎や税制の基礎など経営的な内容まで幅広く学習できます

実習は、自己ほ場（研修生のほ場）、もしくは先進農家（研修生で選定）のいずれかを選択してください

（５）研修場所

愛知県立農業大学校（岡崎市美合町字並松1-2）

（６）申込手続

「受講申込書、履歴書、就農希望概要書」を就農予定地を所管する農起業支援センター（愛知県東三河農林水産事務所田原農業改良普及課内）へ提出してください

申込書は下記までお問合せください

QRコード：



（７）その他

- ・実習先として「先進農家」を希望する場合は、受入先農家を選定した上での申込が必要です
- ・申込後、農業大学校で説明会及び面接があり、受講の可否は後日、通知されます
- ・受講料は無料で、教材費等約20,000円は自己負担。また、校外学習の参加には別途参加費がかかります。傷害保険、傷害共済等への加入が必要です

【問合せ先】愛知県立農業大学校 企画研修部（☎0564-51-1034）

2 農業者育成支援研修（愛知県立農業大学校）

（１）目 的

新たに農業を始めようとする人が、就農に必要な基礎的な経営や技術に関する知識と技術・技能を習得するための研修です

（２）募集期間

4月頃から5月頃

（３）研修期間

8か月間

（４）研修内容

講義：約15回（内容は野菜づくりの基礎知識、土壌と土づくり、施肥・防除、新規就農の実際ほか）

実習：約100日（共同実習：午前、個別実習：午後）

農家実習：2日程度

（５）研修場所

愛知県立農業大学校（岡崎市美合町字並松1-2）

（６）申込手続

受講申込書をダウンロードして記入し、郵送又はFAXで下記問合せ先へ送付してください

QRコード：



（７）その他

- ・書類選考及び面接により受講者を決定し、後日、通知されます
- ・受講料は10,000円で、種苗代、肥料代、農薬代等は別途実費負担。傷害保険、傷害共済等への加入が必要です

【問合せ先】愛知県立農業大学校 企画研修部（☎0564-51-1034）

3 農家受入技術研修（田原農業支援センター）

（１）目 的

主に経営基盤のない新規就農希望者、新規参入希望者が、受入農家先での技術研修を通じて農業技術や知識を習得するための研修です

（２）募集期間

随時

（３）研修期間

栽培作目ごと、技術習得に必要な期間

（４）研修内容

実習（営農に必要な技術や知識の習得）

（５）研修場所

受入農家のほ場

（６）申込手続

希望者は、下記までご相談ください

QRコード：



（７）その他

- ・相談の結果、必要と認めた場合は、受入農家を紹介します（受入農家との事前面談あり）
- ・研修日、研修時間等の詳細は、面談後に決定します
- ・農作業時の事故に対応する傷害保険等への加入が必要です
- ・研修費は無料です。研修期間中は、原則として労務に対する賃金、謝礼は支払われません

【問合せ先】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

4 活き活き農業セミナー（田原市）

（１）目 的

生きがいと健康づくりの場として、実習ほ場で露地野菜の栽培技術を習得するための研修です

（２）募集期間

2月頃から3月頃

（３）研修期間

4月から翌2月（月2回程度で主に隔週金曜日午前）

（４）研修内容

実習ほ場で露地野菜の栽培技術を習得

（５）研修場所

実習ほ場（田原市赤羽根市民センター周辺）

（６）申込手続

希望者は田原市農林水産部 営農支援課へ申込書を提出してください

QRコード：



（７）その他

受講料は5,000円です

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）



5 ニューファーマーセミナー （田原市ニューファーマー育成会議）

（１）目 的

新規就農者が、農業技術と経営に関する知識を習得するための研修です。受講者相互に情報交換しながら、技術・経営センスを磨きます

（２）募集期間

2月頃から6月頃

（３）研修期間

7月から翌2月頃（全6回）

（４）研修内容

土壌・肥料研修、経営研修、病虫害防除研修、視察研修、農業技術研修など

（５）研修場所

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課、実習は場など

（６）申込手続

希望者は下記までご相談ください

（７）その他

受講料は無料です

【問合せ先】

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ（☎22-0381）



6 農業研修システム（公益財団法人 功農支援会）

（1）目 的

実際の農作業から理論、販売までの総合的な研修を通して、未来の農業経営者を育成しています。基礎研修では、農業で自立するために必要な農作物を栽培する力、販売する力を養います。本研修では、基礎研修で身につけた力をベースに農業経営の力を養います。研修中の助成金や研修後のサポートも充実しています

（2）募集期間

基礎研修コースは随時面接を行っています

（3）研修期間

基礎研修：4～6か月

本研修：1～1.5年（作物によって前後有り）



（4）研修内容

基礎研修：実地研修、販売研修、勉強会・圃場巡回（助成金8万円/月の支給あり・寮費無料）

作目は、トマト・ミニトマト・キクなど

本研修：模擬経営（ハウス1棟を管理し農業経営を体験）、経営管理、就農準備（助成金15万円/月の支給あり・寮費3～4万円自己負担）

作目は、トマト・ミニトマト・キクなど

（5）研修場所

研修施設：豊橋市西赤沢町字万場261-2（豊橋農場）

提携農場：田原市大久保町黒河原269

（6）申込手続

体験研修（1～5日）を受けていただいた後、面接（履歴書の提出）の上、決定します

【問合せ先】

公益財団法人 功農支援会 担当：山本・鈴木（☎0532-75-0671）

ホームページ

ユーチューブで「アニメで解説！功農支援会の歴史」を視聴

QRコード：



QRコード：



Ⅲ 農地の取得手続きについて

(1) 概 要

農地の取得方法は「①農地法第3条許可申請」による方法と「②農地中間管理事業」による方法の2つがあります

(2) 農地を取得するために必要な主な要件

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること
 - ・ 必要な農作業に常時従事していること
 - ・ 法人が農地を買う場合は農地所有適格法人※であること
 - ・ 取得後の耕作内容が、周辺の地域に支障を生ずる恐れがないこと
- ※農地所有適格法人とは、「農地法」で規定された呼称で、「農地に関する権利の取得が可能な法人」のことで、農事組合法人や株式会社等のうち一定の要件を満たす法人

(3) 申請手続き

①農地法第3条許可申請

- ・ 審査月の前月末（土日祝の場合は翌日）までに申請書を田原市農業委員会へ提出する
- ・ 申請書提出後、事前検討会（概ね15日頃）へ出席する
※就農計画に基づき農業委員役員からの質疑等に答える
- ・ 農業委員会総会（概ね25日頃）で承認後許可を受ける
- ・ 許可書を受け取る（月末）

【問合せ先】田原市農業委員会事務局（☎23-3519）

②農地中間管理事業

- ・ 農地中間管理事業とは、県から指定を受けた農地中間管理機構が農地の所有者（出し手）から農地を借り受け、その農地を農地中間管理機構が耕作者（受け手）に貸し付ける事業です
- ・ 田原市では、田原市（営農支援課）と、愛知みなみ農協（営農企画課）が窓口となり、農地中間管理事業の相談および受付を行っています
- ・ 受付は随時行っており、田原市（営農支援課）では、手続きに必要な書類作成の支援も行っています
- ・ 申請書などの様式は、市のホームページや受付窓口などで入手できます

【問合せ先】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

愛知みなみ農業協同組合 営農企画課（☎34-1051）



◆◆農地及び園芸施設をお探しの方へ◆◆

田原市農林水産部 営農支援課では、農地及び園芸施設の売買・貸借の斡旋を行っています

必要な方は右のQRコードから「農地・園芸施設バンク」の登録をお願いします



Ⅳ 認定新規就農者制度について

（１）概 要

新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を田原市が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者を重点的に支援する制度です

※当該認定を受けると「経営開始資金（P15～16）」及び「経営発展支援事業（P17～19）」、「青年等就農資金（P22）」の交付対象者となります

（２）対象者

田原市内において新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ・ 上記の者が役員の過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過していない者も含みます

※認定農業者は含みません

（３）計画内容

目標年（5年後）の年間所得を概ね250万円以上、年間労働時間を2,000時間以内（1人当たり）とする計画です

農業経営の規模に関する目標（作目別の作付面積・生産量）や生産方式に関する目標（機械・施設等の導入計画）、技術・技能の習得状況、収支計画などで構成されています

（４）主な認定基準

申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合に、その計画を認定します

1. その計画が田原市の基本構想に照らして適切であること
2. その計画を達成する見込みが確実であること
3. 年間農業従事日数が150日以上見込まれること 等

（５）申請手続

申請前に、認定の対象となるか否かを判断するための面談を実施しますので、下記の連絡先までお問合せください

- ・ 田原市農林水産部 営農支援課に青年等就農計画を申請する（毎月20日〆切）
- ・ 同計画の審査、認定にあたり面接を実施する（申請の翌月に認定）

【問合せ先】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

V 補助金・制度資金について

新規就農をサポートする補助金・交付金と制度資金の一覧です
それぞれ条件がありますので、しっかり計画を立ててから制度を活用してください

【補助金・交付金】 ※交付を希望される方は、事前にご相談ください

ページ	名称	概要	対象者	問合せ先
P 14	1 就農準備資金	愛知県が認定する研修機関で研修を受けている新規就農希望者に対する資金の支援 150万円/年を最長2年間	研修期間中の研修生 (就農時50歳未満)	・ 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ (☎22-0381)
P 15	2 経営開始資金	新規就農者（独立・自営就農に限る）に対する資金の支援 150万円/年を最長3年間	認定新規就農者 (就農時50歳未満)	・ 田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 17	3 経営発展支援事業（初期投資促進タイプ）	新規就農者（独立・自営就農に限る）に対する農業用機械・施設等の導入支援 最大750万円（経営開始資金の交付対象者は375万円）	認定新規就農者 (就農時50歳未満) ※2024、2025年度中に新規就農した者	・ 田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 19	4 経営発展支援事業（世代交代円滑化タイプ）	新規就農者（独立・自営就農に限る）に対する農業用機械・施設等の修繕、移設、撤去及び農業用機械・施設等の導入支援 最大1,200万円(見込)	新規就農者又はその者が経営する法人 (就農時50歳未満) ※2022年4月以降に農業経営を開始した者	・ 田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 20	5 経営継承・発展等支援事業	地域計画に位置付けられた経営体から経営移譲を受けた後継者に対する農業用機械・施設等の導入支援 最大100万円	地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者 (年齢制限なし) ※2024年1月1日以降に経営移譲を受けた者	・ 田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 21	6 新規就農者奨励金	新規就農者（独立・自営就農に限る）に対する奨励金 一律10万円	新規就農者 (就農時50歳未満) ※2023年4月1日以降に新規就農した者	・ 田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)

【制度資金】 ※交付を希望される方は、事前にご相談ください

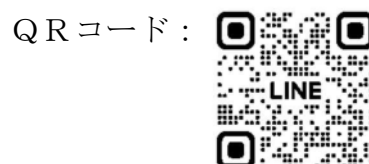
ページ	名称	概要	対象者	問合せ先
P 22	7 青年等就農資金	新たに農業経営を開始する青年等に対して必要な資金を長期かつ無利子で貸し付ける資金 使途：施設、機械、果樹、家畜、運転資金等 （認定就農計画期間中に必要なものに限る） 融資限度額：3,700万円（特認1億円） 利率：無利子	認定新規就農者	・東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ （☎22-0381） ・(株)日本政策金融公庫 名古屋支店 （☎052-582-0741）
P 23	8 農業近代化資金	意欲ある農業者に対して経営改善に必要な資金を長期かつ低利子で貸し付ける資金 使途：施設、機械、果樹、家畜、運転資金等 融資限度額：個人1,800万円、法人2億円 利率：1.40%（令和7年1月21日現在） ※情勢により変動あり	認定新規就農者 認定農業者 主業農業者 集落営農組織等	・東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ （☎22-0381）
P 24	9 経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む者に対して前向きな投資や償還負担の軽減に必要な資金を長期かつ低利子で貸し付ける資金 使途：前向き投資、償還負担の軽減 融資限度額：個人1.5億円、法人5億円 利率：1.40%（令和7年1月21日現在） ※情勢により変動あり	認定新規就農者 主業農業者 集落営農組織等	・東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ （☎22-0381） ・(株)日本政策金融公庫 名古屋支店 （☎052-582-0741）

※認定農業者とは、農業者が5年後に年間所得800万円、年間労働時間1,800時間以内を目指す計画を立て、認定新規就農者と同様、申請をして市長から認定された農業者のことです

◆◆公式LINEの登録をお願いします◆◆

補助金情報や、病虫害情報、農業セミナーなどの農業経営に役立つ情報を「田原市認定農業者連絡会」公式LINEで発信しています（会費は無料で、認定農業者に限らず誰でも登録が可能です）

右下のQRコードをスマホのカメラで読み込んで「友だち追加」をしてください



1 就農準備資金

交付金 [年間最大150万円、最長2年間]

(1) 概要

愛知県が研修機関として認める先進農家や農業大学校等で研修を受ける就農希望者に対して、研修期間中の生活安定と就農直後の経営確立を支援します

(2) 助成額

年間150万円、交付期間は最長2年間 【国 10/10 ・ 自己負担なし】

(3) 対象者

〈主な要件〉

- 就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農注1) を目指すこと
注1) 親元就農する者については、家族経営協定等により責任や役割を明確にすること、及び就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること
- 県が認めた研修機関等で、概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修を受け、国が定める研修計画を作成すること
- 常勤（週35時間以上）の雇用契約を締結していないこと
- 生活保護、求職者支援制度など、生活費の確保を目的とした国の他の事業と重複受給でないこと
- 研修終了後に独立・自営就農する場合は、就農後5年以内に認定農業者注2) 又は認定新規就農者注3) になること
注2) 市町村等において、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
注3) 市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- 前年の世帯全体（親子・配偶者の範囲）の所得が600万円以下であること。
- 研修中の事故による怪我等に備えて、傷害保険に加入していること

(4) 申請手続

研修計画と交付要件チェックリスト、個人情報同意書を東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課へ提出する

(5) その他

- ・資金交付開始後は、研修状況報告書を半年ごと提出する
- ・研修を途中で中止した場合や研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合などは資金の交付停止や返還の対象となります

【問合せ先】 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ（☎22-0381）

2 経営開始資金

交付金〔年間150万円、最長3年間〕

(1) 概要

新規就農者（独立・自営就農に限る）に対して、農業を始めてから経営が安定するまで資金を交付します

(2) 助成額

年間150万円、交付期間は最長3年間 【国 10/10 ・ 自己負担なし】

(3) 対象者

〈主な要件〉

○独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者 注1) で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

注1) 市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

○次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること

※親元に就農する場合であっても、親の経営から独立した部門経営（独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。）を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする

ア) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している

イ) 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている

ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する

エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する

オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している

○青年等就農計画等 注2) が経営開始5年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること

注2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画に経営開始資金追加資料及び添付書類を付けたもの

○親元に就農する場合、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること

○就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられていること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること

○生活保護等、生活費の確保を目的とした国の他の事業と重複受給しておらず、かつ、雇用就農資金等による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと

○園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について共済等に加入していること

○前年の世帯全体（親子・配偶者の範囲）の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の観点から交付対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択可

○就農する地域における将来の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持、発展に向けた活動に協力する意思があること

(4) 申請手続

青年等就農計画認定申請書や交付申請書を田原市農林水産部 営農支援課へ提出する

(5) その他

- ・資金の交付期間中は、就農状況を田原市農林水産部 営農支援課へ報告する
また交付期間終了後、5年間は国が定めた作業日誌を提出する
- ・農業経営を中止した場合や交付要件を満たさなくなった場合などは資金の交付停止や返還の対象となります

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)

3 経営発展支援事業（初期投資促進タイプ）

補助金〔最大750万円（経営開始資金対象者は最大375万円）〕

（1）概要

新規就農者（独立・自営就農に限る）に対して、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援します

（2）助成額

補助対象経費の上限額1,000万円（経営開始資金の対象者は500万円）

【国 1/2 ・ 県 1/4 ・ 自己負担 1/4】

（3）対象者

〈主な要件〉

- 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者（注1）で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

注1）市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

- 2024、2025年度中に、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること

※親元に就農する場合であっても、親の経営から独立した部門経営（独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。）を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、以下の要件を満たせば、その時点から対象とする

ア）農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している

イ）主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている

ウ）生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する

エ）交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する

オ）交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している

- 経営発展支援事業計画等（注2）が、経営開始5年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること

注2）農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料及び添付書類を付けたもの

- 親元に就農する場合は、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させるか、生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市町村長に認められること

- 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること

- 雇用就農資金等による助成金や、経営継承・発展等支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと

- 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること

- 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を飼う場合は、県による飼養衛生管理基準遵守状況の確認が行われていること

○就農する地域における将来の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持、発展に向けた活動に協力する意思があること

(4) 補助対象

交付対象者が自らの経営において使用するものであること

- ア 機械・設備の取得、改良又はリース イ 家畜の導入
ウ 果樹・茶の新植・改植 エ 農地等の造成、改良又は復旧

- ・本事業以外の国の助成事業の対象ではないこと
- ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ・複数者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に努めること
- ・法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は2年以上）
- ・原則、運搬用のトラック、パソコン、倉庫等汎用性の高いものではないこと
- ・整備するものが、経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するもの
- ・処分制限期間内において保険等の加入が継続されること等

(5) 申請手続

青年等就農計画認定申請書や交付申請書を田原市農林水産部 営農支援課へ提出する

(6) その他

- ・ポイント制で国に採択された場合に交付されます
- ・事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後の1回目の報告は、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況を田原市農林水産部 営農支援課へ報告する

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

4 経営発展支援事業（世代交代円滑化タイプ）

補助金〔最大1,200万円（見込）〕

（1）概要

新規就農者（独立・自営就農に限る）に対して、スムーズに経営を継承・発展できるよう農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去及び機械・施設等の導入を支援します

（2）助成額

補助対象経費の上限額1,800万円 〔(4)補助対象①～③の合計額〕

①②の経費 【国 1/3 ・ 県 1/6 ・ 市 1/6（見込） ・ 自己負担 1/3（見込）】

③の経費 【国 1/2 ・ 県 1/4 ・ 自己負担 1/4】

（3）対象者

次に掲げる要件を満たすこと

〈主な要件〉

○独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の新規就農者又は法人

○2022 年 4 月以降に農業経営を開始した者又は法人

※親元に就農し、親の経営に従事してから 5 年以上経過している場合であっても対象となります

○青年等就農計画（認定新規農業者）又は農業経営改善計画（認定農業者）の認定を受けること

○青色申告を行うこと

○機械・施設の取得費等について、金融機関から融資を受けること

○経営開始資金、経営発展支援事業、経営継承・発展等支援事業との同時申請はできません

○将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付され、又は位置付されることが確実と見込まれること

（4）補助対象

①経営資源の有効利用に向けた取組 ※事業費 25 万円以上が対象

機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費

②円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費

③経営発展に向けた取組 ※事業費 50 万円以上が対象

ア 機械・施設等の取得、改良又はリース イ 家畜の導入

ウ 果樹・茶の新植・改植

エ 農地等の改造、改良又は復旧

（5）その他

・ポイント制で国に採択された場合に交付されます

・成果目標…事業実施年度の3年後の年度までに、以下の2つを達成すること

農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受けること

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上（場合によっては110%以上）となること

・経営の開始前に申請する場合は、経営移譲者等との共同申請となります

【問合せ先】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

5 経営継承・発展等支援事業

補助金 [最大100万円]

(1) 概要

地域計画に位置付けられた経営体から経営移譲を受けた後継者に対して、経営継承後の経営発展のために必要な農業機械等の導入を支援します

(2) 助成額

補助対象経費の上限額100万円 【国 1/2 ・ 市 1/2 ・ 自己負担なし】

(3) 対象者

地域計画に位置付けられた先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）

〈主な要件〉

- 2024年1月1日以降の主宰権の移譲であること（主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと）
- 主宰権の移譲に際し、先代事業者の生産基盤や経営規模等と比べ著しく縮小していないこと
- 認定農業者又は認定農業者に準ずる者
- 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること
- 「経営発展の取組」及び「成果目標」を設定した「経営発展計画」を策定し、この計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、計画の目標達成が実現可能であると見込まれること
- 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していること
- 経営開始資金や経営発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと

(4) 申請手続

青年等就農計画や経営発展支援事業計画等を田原市農林水産部 営農支援課へ提出する

(5) その他

- ・ポイント制で(一社)愛知県農業会議所に採択された場合に交付されます
- ・先代が認定農業者でなくても、農業所得（直近3年間の平均）が概ね800万円以上であれば対象となります
- ・経営面積又は雇用者の増加がなくても、農業所得が上がることを計画に記載すれば対象となります

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

6 新規就農者奨励金

交付金 [一律10万円]

(1) 概要

横の繋がりや基礎知識の習得を目指す新規就農者（独立・自営就農に限る）に対して、奨励金を交付します

(2) 助成額

一律10万円 【市 10/10 ・ 自己負担なし】

(3) 対象者

2023 年 4 月 1 日以降に、親元就農又は独立自営就農した市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件を満たすこと

〈主な要件〉

- 就農時の年齢が 50 歳未満の者であること
- ニューファーマーセミナーを修了した者であること
- 市 4H クラブ連絡協議会に加入すること

(4) 申請手続

交付申請書に、田原市ニューファーマーセミナー修了証の写し、青色事業専従者給与に関する届出、又は個人事業の開業届書の写し等を添付して、田原市農林水産部 営農支援課へ提出する

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

7 青年等就農資金

制度資金〔無利子〕

（１）概 要

新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、農業経営を開始するために必要な資金を長期かつ無利子で貸し付ける資金です

（２）対象者

認定新規就農者

（３）資金使途

青年等就農計画の達成に必要な次の資金（ただし、経営改善計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業内容に限ります）

- ・施設、機械 : 農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります
- ・果樹、家畜等 : 家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります
- ・借地料などの一括支払い : 農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となります
※農地等の取得費用は対象となりません
- ・その他の経営費 : 経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります

（４）融資条件

- ・融資期間 : 17年以内（うち据置期間5年以内）
- ・融資限度額 : 3,700万円（特認1億円※）
- ・金利 : 無利子
- ・担保 : 原則として、融資対象物件のみ
- ・保証人 : 原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ

※特認1億円の場合、別に定められた要件がありますのでお問い合わせください

【問合せ先】

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ（☎22-0381）
（株）日本政策金融公庫 名古屋支店（☎052-582-0741）

8 農業近代化資金

制度資金 [有利子]

(1) 概要

意欲ある農業者等に対して、経営改善を図るのに必要な資金を長期かつ低利子で貸し付ける資金です

(2) 対象者

認定新規就農者、認定農業者、主業農業者、集落営農組織等

(3) 資金使途

- ・農舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

(4) 融資条件

- ・融資期間 : 資金使途に応じ7～20年以内（うち据置期間2～7年以内）
- ・融資限度額 : 個人1,800万円、法人・団体2億円、農協等15億円
- ・金利 : 1.40%（2025年1月21日現在） ※情勢により変動あり
- ・融資率 : 原則80%以内（認定農業者100%以内、認定農業者以外80%）

【問合せ先】

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ（☎22-0381）

9 経営体育成強化資金

制度資金 [有利子]

(1) 概要

意欲と能力をもって農業を営む者に対して、前向き投資や償還負担の軽減に必要な資金を長期かつ低利子で貸し付ける資金です

(2) 対象者

認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織等

(3) 資金使途

○前向き投資

- ・農地等 : 取得のほか、改良・造成も対象となります
- ・施設・機械 : 農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械などが対象となります
- ・家畜・果樹等 : 購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります
- ・利用料の一括支払い : 農地の利用権を取得する場合における権利金などの一部支払いが対象となります

○償還負担の軽減

- ・再建整備 : 農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設などの取得・設置のために生じた負債（制度資金等は除く）の整理に必要な資金が対象になります
- ・償還円滑化 : 既借借入等の負債（制度資金、土地改良事業負担金など）に係る支払いの負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払いに必要な資金が対象になります

(4) 融資条件

- ・融資期間 : 原則25年以内（うち据置期間3年以内）
- ・融資限度額 : ①～③の範囲内でかつその合計額が個人1.5億円、法人・団体5億円以内
 - ①前向き投資 負担額の80%
 - ②再建整備 個人1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）、法人4,000万円
 - ③償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既借借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額
- ・金利 : 1.40%（2025年1月21日現在） ※情勢により変動あり
- ・担保・保証人 : 相談のうえ決定します

【問合せ先】

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ（☎22-0381）
（株）日本政策金融公庫 名古屋支店（☎052-582-0741）

Ⅵ 新規就農に関する相談先について

新規就農のご相談は、随時、受け付けていますので、お気軽にご相談ください

機関名	連絡先	内容
東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課 担い手育成グループ (田原農業支援センター内)	田原市加治町南恩中 7-5 ☎22-0381	・新規就農支援全般に関する事 ・農業体験・就農技術研修に関する事 ・新規就農者育成総合対策(就農準備資金)に関する事 ・青年等就農計画作成時の助言、指導に関する事 ・農業制度資金に関する事
田原市農林水産部 営農支援課 営農支援係 (田原農業支援センター内)	田原市加治町南恩中 7-5 ☎22-1126	・新規就農支援全般に関する事 ・農家受入技術研修に関する事 ・青年等就農計画認定制度に関する事 ・新規就農者育成総合対策(経営開始資金・経営発展支援事業)に関する事 ・経営継承・発展等支援事業補助金に関する事 ・農地・園芸施設バンク事業(売買・貸借の斡旋)に関する事 ・農地中間管理事業(売買・貸借)に関する事
田原市農林水産部 農政課 農政企画係 (田原市役所北庁舎 1 階)	田原市田原町南番場 30-1 ☎23-3517	・認定農業者制度、地域計画、農業振興地域整備計画に関する事
田原市農業委員会 事務局 庶務係 (田原市役所北庁舎 2 階)	田原市田原町南番場 30-1 ☎23-3519	・農地の売買又は貸借に係る手続きに関する事 ・農地の売買又は貸借に係る要件に関する事
愛知みなみ農業協同組合 営農企画課 (JA 愛知みなみ本店 3 階)	田原市古田町岡ノ越 6-4 ☎34-1051	・組合への加入、出荷等 JA の利用に関する事

編集 田原市農林水産部営農支援課
〒441-3427
愛知県田原市加治町南恩中 7 番地 5
☎0531-22-1126 FAX0531-22-1127